

厚生労働大臣の定める掲示事項について

2026.1.1

1. 東海北陸厚生局への届出に関する事項（施設基準届出）

精神科応急入院施設管理加算	CT撮影及びMRI撮影
精神科身体合併症管理加算	認知症患者リハビリテーション料
精神科救急搬送患者地域患者地域連携受入加算	療養生活継続支援加算
精神科急性期医師配置加算	精神科作業療法
精神科急性期治療病棟入院料 1	精神科デイ・ケア（大規模）
精神療養病棟入院料	精神科ショート・ケア（大規模）
認知症治療病棟入院料 1	医療保護入院等診療料
入院時食事療養 1	外来・在宅ベースアップ評価料 1
こころの連携指導料 2	入院ベースアップ評価料 15
精神科退院時共同指導料	酸素の購入に関する届出
医療DX推進体制整備加算	データ提出加算
診療録管理体制加算3	

2. 入院料について

・ 精神科療養病棟入院料

1日に12人以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務しております。

その半数以上は看護職員（看護師・准看護師）です。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

<2交代制>

8時30分から17時15分

看護要員1人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内です。

17時15分から8時30分

看護要員1人当たりの受け持ち患者数は 30 人以内です。

・ 精神科急性期治療病棟入院料

1日14人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております。

6人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

<2交代制>

8時30分から17時15分

看護職員1人当たりの受け持ち患者数は 6 人です。

看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は 15 人 以内です。

17時15分から8時30分

看護職員1人当たりの受け持ち患者数は 29 人です。

看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は 58 人です。

・認知症治療病棟入院料

1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しており
7人以上の看護補助者が勤務しています。

なお時間帯ごとの配置は次の通りでう。

<2交代制>

8時30分から17時15分

看護職員1人当たりの受け持ち患者数は 9 人です。

看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は 20 人 以内です。

17時15分から8時30分

看護職員1人当たりの受け持ち患者数は 58 人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち患者 29 人以内です。

3.入院食事療養について

当院では、入院時食事療養費（1）の届出を行っており、
管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時）
適温で提供しています。

4.「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から
平成30年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる
明細書を無料発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても、平成30年
4月1日より、明細書を無料で発行する事と致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤名の名称や行われた検査の名称が記載される
ものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う
場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は
会計窓口にその旨お申し出下さい。

5.医療情報の活用について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報
(薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報) を取得・活用して診療を行っております。
正確な情報を取得・活用するためのマイナ保険証の利用にご協力お願い致します。

6.長期収載品にかかる選定療法について

長期収載品とは

- 1.後発医薬品の上市後5年以上経過したもの。
 - 2.後発医療品の置換率50%以上となった先発医薬品および準先発品
- 長期収載品にかかる選定療養について

令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品（長期収載品）の処方を希望される場合に、長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯の価格差の4分の1に消費税を含めて自己負担していただきます。（外来処方のみ）
ただし、以下の場合は選定療養の対象外となります。

- 1.医療上必要がある場合と認められた場合
- 2.後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合。

7.医療DX推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

8.一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品のある医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。